

(24) 賃料等収納金の送金について

[管理業者→貸主]

本書式の趣旨

借主から収納した賃料等につき、貸主に送金することについての通知書である。

解説

- ① 賃料収納業務をしている場合、預かった賃料等については、管理委託契約により公共料金等の支払いを委任されればその支払いをした後、貸主に送金することになる。その場合の送金状況の報告をするのが本書式であり、これも民法第 645 条の委任契約上の報告業務のひとつである。
- ② 賃料等の金銭の処理については、管理委託契約に沿って適正に処理することが重要である。賃貸住宅経営のうちどの部分につき代理権ないしは代行権を与えられているのかを確認することが大切であり、権限のない事項について処理することは、トラブルの原因となることに十分留意すべきである。